

## 新宿区高齢者おむつ費用助成事業実施要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、新宿区高齢者おむつ費用助成の実施について必要な事項を定めることにより、日常的におむつを必要とする高齢者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

### （対象者）

第2条 おむつ費用の助成を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（1）新宿区（以下「区」という。）の区域内に住所を有する65歳以上の者

（2）次のいずれかに該当する者

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）に定める要介護状態区分が要介護1以上の者

イ 医療機関に入院中の者

ウ その他区長が必要と認める者

（3）日常的におむつを必要とする者

（4）介護保険条例（平成12年新宿区条例第35号）に定める保険料率の段階（以下「介護保険料段階」という。）が第8段階以下である者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、この要綱に基づくおむつ費用の助成を受けることができない。

（1）重度心身障害者（身体障害者手帳の1級若しくは2級又は愛の手帳1度若しくは2度の者）

（2）介護保険法に定める介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護療養型医療施設の入所者又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用者

（3）新宿区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年新宿区規則第60号）に定める日常生活用具のうち、ストマ装具としておむつ又はおむつ費用の交付を受ける者

### （助成の申請）

第3条 おむつ費用の助成を受けようとする者は、新宿区高齢者おむつ費用助成申請書（第1号様式）により、区長に申請するものとする。ただし、必要に応じて、日常的におむつを必要とする状態であること及び区が支給するおむつを使用できない医療機関に入院していることが確認できる書類を添えて申請するものとする。

### （助成の決定）

第4条 区長は、前条の規定による申請（以下「助成申請」という。）を受けたときは、その内容を審査し、助成の可否を決定する。

2 区長は、前項の規定による助成を可とする決定（以下「助成決定」という。）をしたときは新宿区高齢者おむつ費用助成決定通知書（第2号様式）により、同項の規定による助成を否とする決定をしたときは新宿区高齢者おむつ費用助成却下通知書（第3号様式）により、当該助成申請をした者に対し通知する。

### （助成の開始時期）

第5条 助成決定を受けた者（以下「受給者」という。）に係るおむつ費用の助成は、当該受給者に係る助成申請を受けた日の属する月から開始する。ただし、区長が必要と認めるときは、この限りでない。

### （実施方法）

第6条 おむつ費用の助成は、受給者が区が指定する事業者（以下「事業者」という。）に注文したおむつについて、その代金を区が事業者を支払う方法で実施する。（以下「現物助成」という。）

- 2 前項の方法での助成が困難なときは、受給者が負担したおむつ費用について、当該受給者に対し助成金を支給する方法で実施することができる。(以下「代金助成」という。)
- 3 実施方法は、月を単位として変更することができる。

(代金助成による助成金の支給)

第7条 代金助成による受給者は、助成決定を受けた月以降、毎年5月、8月、11月及び2月の各月10日までに、それぞれ前々月までの3か月分について、新宿区高齢者おむつ費用助成支払額届出書(第4号様式)におむつ費用の領収書等の写しを添えて、区長に届け出るものとする。ただし、区長が必要と認めるときは、この限りでない。

(助成額)

第8条 おむつ費用の助成額は、月を単位として月額7,000円を上限とし、1か月のおむつ費用の額(受給者が、現物助成にあつては注文したおむつ費用の額、代金助成にあつては負担したおむつ費用の額をいう。以下同じ。)から、次条に定める受給者負担額を控除して得た額とする。

(受給者負担額)

第9条 受給者は、1か月のおむつ費用の額に応じて、別表に定める金額(以下「受給者負担額」という。)を負担するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、受給者負担額を負担することを要しない。

(1) 当該年度(4月から6月までの受給者負担額については、前年度とする。)の住民税が非課税であるとき

(2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けているとき

(3) 前2号に準ずる状況にあると区長が認めるとき

- 3 区長は、前項の規定の適用の有無に変更が生じたときは、次の各号に定める月から受給者負担額を変更し、新宿区高齢者おむつ費用助成受給者負担額変更通知書(第5号様式)により、受給者に対し通知する。

(1) 当該年度の住民税を決定したとき

当該決定をした月の翌月

(2) 前号のほか、前項の規定の適用の有無に変更が生じたとき

当該変更が判明した月

(3) 区長が特に必要と認めたとき

区長が必要と認めた月

(助成の終了)

第10条 おむつ費用の助成は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該各号に定める月をもって終了する。

(1) 受給者の当該年度の介護保険料段階を第9段階以上と決定したとき

当該決定をした月

(2) 次条第1号又は第2号の規定による届出があったとき

当該届出があった月

(3) 前2号のほか、受給者が第2条に定める対象者でなくなったことが判明したとき

当該判明した月の前月

(4) その他区長が必要と認めたとき

区長が必要と認めた月

- 2 区長は、おむつ費用の助成を終了するときは、新宿区高齢者おむつ費用助成終了通知書(第6号様式)により、受給者に対し通知する。

(届出)

第11条 受給者は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該各号に定める書類により、区長に届け出るものとする。

- (1) 第2条に定める対象者でなくなったとき  
新宿区高齢者おむつ費用助成受給資格喪失届出書(第7号様式)
- (2) 助成を辞退するとき  
新宿区高齢者おむつ費用助成辞退届出書(第8号様式)
- (3) 居所が変更したとき  
新宿区高齢者おむつ費用助成居所変更届出書(第9号様式)

(助成決定の取消)

第12条 区長は、偽りその他不正の手段によりおむつ費用の助成を受けた者があるときは、その者の助成決定を取り消すことができる。

- 2 区長は、前項の規定により助成決定を取り消したときは、新宿区高齢者おむつ費用助成決定取消通知書(第10号様式)により、当該助成決定を取り消された者に対し通知する。
- 3 区長は、第1項の規定により助成決定を取り消した場合において、当該助成決定を取り消された者に既に助成金を支給したときは、当該助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(受給者死亡後の助成金の支給)

第13条 区長は、受給者死亡後に、当該受給者に支払うべき助成金があるときは、受給者の相続人又はおむつ費用を負担した者に対し、助成することができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。ただし、この要綱による廃止前の新宿区高齢者紙おむつ等支給実施要綱に基づいて行う、おむつ代金未支払の請求等の手続きについては、新宿区高齢者紙おむつ等支給実施要綱はこの要綱施行後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成28年3月1日から施行する。
- 2 区長は、平成28年3月31日において改正前の要綱の受給者であることが見込まれる者に対して、別に定めるところにより、改正後の要綱の施行に関し必要な事項を通知することができる。
- 3 前項の規定による通知は、改正後の要綱の施行の日をもって、決定通知とみなす。ただし、通知した事項を変更する必要があるときは、この限りでない。

別表(第9条関係)

1か月のおむつ費用の額	受給者負担額
1円～ 99円	左欄に掲げる金額
100円～1,999円	100円
2,000円～2,999円	200円
3,000円～3,999円	300円
4,000円～4,999円	400円
5,000円～5,999円	500円
6,000円～6,999円	600円
7,000円～	700円